

社労士
による

事業主・労務担当者のみなさま

「働き方改革」相談室 開設のお知らせ

無料

【相談例】

- 36 協定や就業規則のことを相談したい
- パートに通勤手当を支給しなくてはならないのでしょうか？
- 助成金を利用してセルフレジや食器洗浄機を導入して、仕事を効率化したい

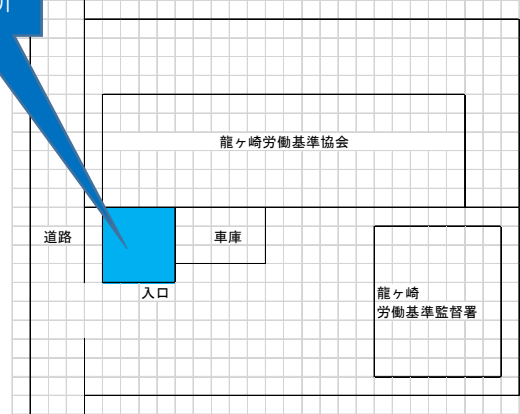
【開設日時、場所】

年月日	時間	会場
令和2年1月20日(月)	10時～12時 13時～16時	龍ヶ崎労働基準協会
令和2年1月23日(木)	10時～12時 13時～16時	稲敷市商工会
令和2年2月17日(月)	10時～12時 13時～16時	龍ヶ崎労働基準協会
令和2年2月25日(火)	10時～12時 13時～16時	取手市商工会
令和2年3月16日(月)	10時～12時 13時～16時	龍ヶ崎労働基準協会
令和2年3月18日(水)	10時～12時 13時～16時	龍ヶ崎労働基準監督署
令和2年3月19日(木)	10時～12時 13時～16時	龍ヶ崎労働基準監督署

【会場案内】

- 龍ヶ崎労働基準協会(右図参照)
龍ヶ崎市川原代町4区 6336-7(旧事務所 2階)
- 稲敷市商工会
稲敷市江戸崎甲 548-3
- 取手市商工会
取手市取手 2-14-23
- 龍ヶ崎労働基準監督署
龍ヶ崎市川原代町 4区 6336-1(1階 会議室)

旧事務所



「働き方改革」相談室は、茨城働き方改革推進支援センター（茨城労働局委託）と全国社会保険労務士会連合会（厚生労働省委託）が設置運営します。社会保険労務士の資格を有する専門家が対応します。



厚生労働省

龍ヶ崎労働基準監督署 (TEL 0297-62-3331)